

～公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例～
いわゆる「迷惑防止条例（東京都条例）」

つきまとい行為等に係る 情報提供の禁止

規定を新設（5条の3）

つきまとい行為等(※)をするおそれがある人と知りながら、その人に対し、その相手方に対するつきまとい行為等をするために必要となる情報の提供を禁止するものです（令和4年10月1日施行）。

※ 悪意の感情を充足する目的によるもの
ストーカー規制法にも同様の規定があります。



「情報」ってどんなもの？

氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、SNSアカウント、
避難先等の情報、使用車両等、勤務先(通勤ルート)、
通学先(通学ルート)など

つきまとい行為等をするために必要な情報です!